

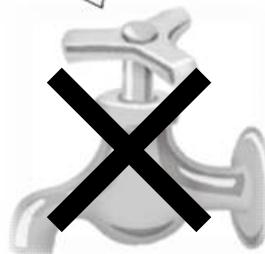
営業許可制度等の変更について

◆施設基準が一部変更になりました。

調理場内の手洗器は、手洗い後の手指の再汚染を防止できる構造であること。



手で閉める蛇口は
認められません



早めの変更を
お願いします。



営業許可業種の変更

営業許可の種類が、34許可業種から32許可業種に変更になりました。

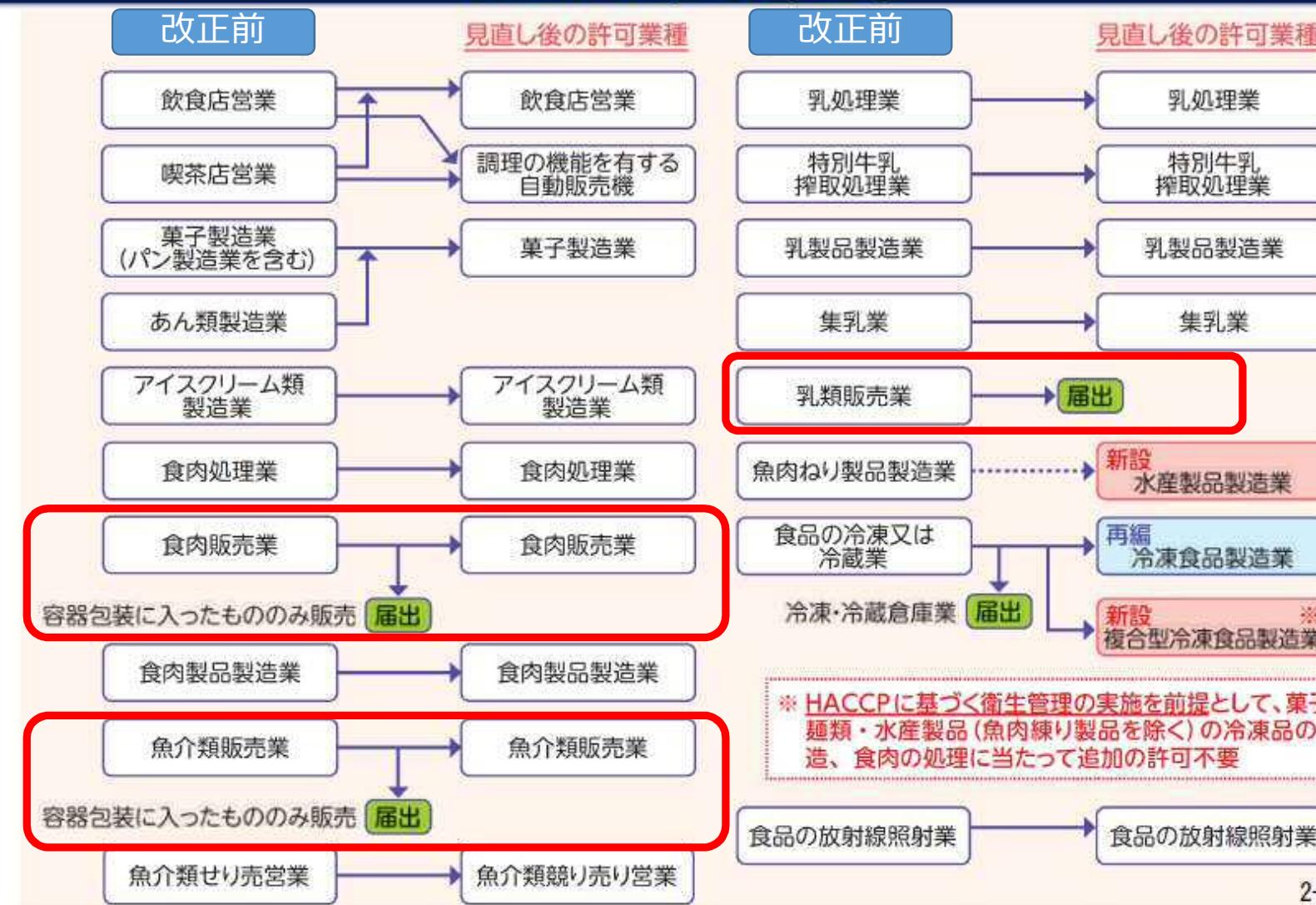
32許可業種に変更

34許可業種

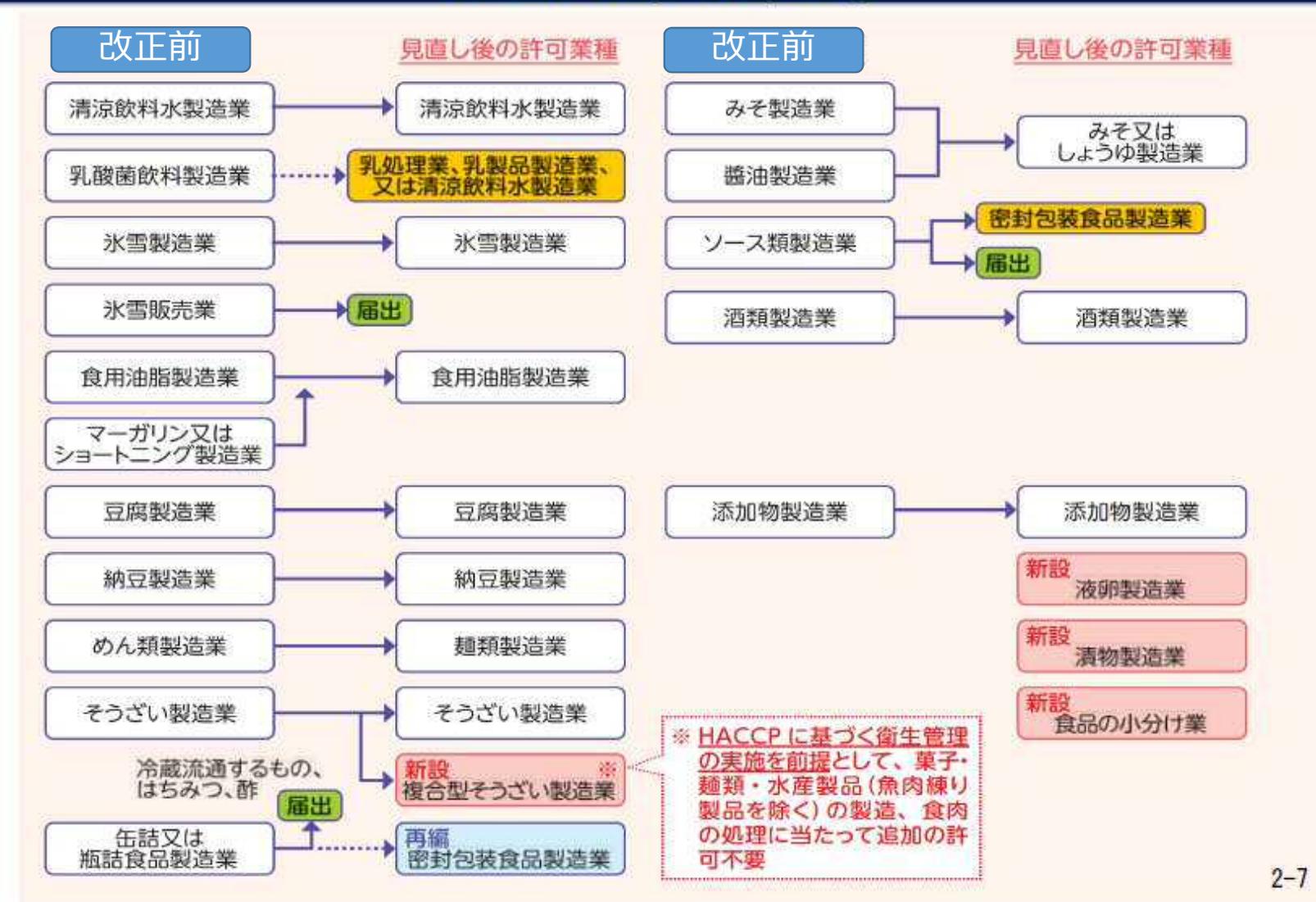


- | | |
|--|----------------|
| 1 飲食店営業 | 17 氷雪製造業 |
| 2 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 | 18 液卵製造業 |
| 3 食肉販売業 | 19 食用油脂製造業 |
| 4 魚介類販売業 | 20 みそ又はしょうゆ製造業 |
| 5 魚介類競り売り営業 | 21 酒類製造業 |
| 6 集乳業 | 22 豆腐製造業 |
| 7 乳処理業 | 23 納豆製造業 |
| 8 特別牛乳搾取処理業 | 24 麺類製造業 |
| 9 食肉処理業 | 25 そうざい製造業 |
| 10 食品の放射線照射業 | 26 複合型そうざい製造業 |
| 11 菓子製造業 | 27 冷凍食品製造業 |
| 12 アイスクリーム類製造業 | 28 複合型冷凍食品製造業 |
| 13 乳製品製造業 | 29 潰物製造業 |
| 14 清涼飲料水製造業 | 30 密封包装食品製造業 |
| 15 食肉製品製造業 | 31 食品の小分け業 |
| 16 水産製品製造業 | 32 添加物製造業 |

営業許可業種の見直し①



営業許可業種の見直し②



○新たに許可が必要となった業種について(一部紹介)

漬物製造業(第29号関係) 新設

定義

◆ 漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品(※)を製造する営業をいう。
※ 高菜漬けのように漬物とその他のものを混合して炒めるなど、漬物のような形態で販売されるもの。

70

漬物とは：

通常、副食として、そのまま喫食される食品であって、野菜、果実、きのこ等を主原料として、塩、しょうゆ、みそ、かす、こうじ、酢、ぬか、その他の材料に漬け込んだものをいう。

以下の2つに分類される。

- 漬け込み後熟成させ、塩、アルコール、酸等により保存性をもたせたもの
- 浅漬け（生鮮野菜等を調味液又は糠床で短時日漬け込んだもの）
のように保存性の乏しいもの

密封包装食品製造業(第30号関係)

定義

- ◆ 密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品をいう。）であつて、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないもの（冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合においてポツリヌス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのないことが明らかな食品であって厚生労働省令で定めるものを除く。）を製造する営業（前各号の営業を除く。）。

※ 除外（許可不要な）食品として、食酢、はちみつを省令で規定。なお、食酢にはすし酢が含まれる。

改正後の変更点

- ◆ 従来のソース類製造業の対象のうち、容器包装に密封され常温で保存が可能なものを製造する施設については本号の対象とし、ソース類製造業は削除する。

主な留意点

- ◆ 冷凍又は冷蔵を要しない方法により相当期間保存することを目的として、缶、びん又はレトルトパウチ等の気体透過性の低い容器に内容物を充填し、密栓した食品のうち、公衆衛生上のリスクが高いもの又は過去に重大な食中毒の原因となった食品（pH値が4.6以下又は水分活性が0.94以下の食品を除く。）であって常温保存されるものの製造が対象となる。

密封包装食品製造業(第30号関係)

定義

- ◆ 密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品をいう。）であつて、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないもの（冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合におけるもの）

除外食品：

玄米、精米、麦類、そばの実、コーヒー豆、茶、焙煎麦、茶の代用品（乾燥品に限る）、乾燥きのこ類、乾燥雑穀類、乾燥種実類、乾燥豆類、はちみつ、干しいも、落花生（生鮮、茹でたものを除く）、乾燥海藻類、節類、削節類、液糖、加工ごま類、乾燥くずきり、乾燥スープ類、乾燥スパイス類、乾燥タピオカ、乾燥ハーブ類、乾燥パン粉、塩、ゼラチン、調理ルウ類、焼ふ、顆粒状又は粉末状の食品、顆粒状又は粉末状の食品を圧縮成形した又はカプセルに入れた食品、並びにこれらの食品を混合した食品、食酢

新たに営業許可が必要となった業種

対象：漬物製造業、液卵製造業、水産製品製造業、
密封包装食品製造業、食品の小分け業 など

- ① 以前からこれらの営業をしており、
- ② 今後も許可を取得し製造を行う方は、



許可の取得期限が2024年5月末に

営業許可制度の変更について【まとめ】

- ★施設基準が変更
手洗い：手で閉める蛇口は不可
- ★乳類販売業、容器包装に入ったもののみを販売する食肉販売業
及び魚介類販売業は届出になった。
- ★コップ式自動販売機の一部（自動洗浄・屋内設置等条件あり）が届出になった。
- ★漬物、そうざい半製品、魚の干物等の製造が許可対象になった。

営業届出制度について

営業届出制度について【ポイント】

対象：営業許可業種以外の事業者

(例) 許可対象ではない食品の製造業、
野菜や果物の販売業 など

《対象外》

- ・食品又は添加物の輸入をする営業
- ・食品又は添加物の貯蔵又は運搬業
- ・容器包装食品（冷蔵・冷凍が不要）を販売する営業
- ・合成樹脂製以外の器具・容器包装の製造業
- ・器具・容器包装の輸入・販売業
- ・採取業の対象者

届出対象業種の分類例（製造・加工）

海藻製造・加工業：例) 寒天製造など

農産保存食料品製造・加工業：例) ジャム、切干大根、竹の子の水煮、焼き芋など

コーヒー製造・加工業（飲料製造を除く）：例) 粗挽きコーヒー、インスタントコーヒーなど

製茶業：例) 荒茶、仕上げ茶製造など

精穀・製粉業：例) 小麦粉製造、精米、精麦など

卵選別包装業：例) 卵の選別、包装

調味料製造・加工業：例) 食酢製造など

糖類製造・加工業：例) 水あめ、砂糖製造など

その他の食料品製造・加工業：例) でんぷん、蒟蒻粉製造など

いわゆる健康食品の製造・加工業

添加物製造・加工業（規格規定品除く）

器具・容器包装の製造・加工業（合成樹脂のみ）

その他



！ 注意点

密封包装食品に該当する場合は
許可対象となります。

届出対象業種の分類例（販売業など）

魚介類販売業（包装済み）：例）パック済みの魚介類を仕入れ、そのまま販売

食肉販売業（包装済み）：例）パック済みの食肉を仕入れ、そのまま販売

乳類販売業：例）牛乳や乳飲料の販売

氷雪販売業：例）氷雪を仕入れて小売業者等に販売

コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）

弁当販売業：例）弁当を小売りする営業 ※弁当を調理する場合、飲食店営業許可

野菜果物販売業：例）野菜や果物の卸売り、小売りなど

通信販売・訪問販売による販売業：例）インターネットによる飲食料品の販売

コンビニエンスストア

百貨店、総合スーパー

自動販売機による販売業：※届出対象外の食品（常温容器包装食品）は対象外

その他の食料・飲料販売業：例）菓子販売、パン販売、卵販売など

集団給食施設：※1回20食以上の給食提供が対象

採取業について

生産者や生産者団体が行う以下の農産物等の簡易な加工は、「採取業」に該当し、
営業届出、HACCPに沿った衛生管理、
食品衛生責任者の設置が不要になります。

- 野菜等の根切り、へた取り、下端落としなど
- 野菜等の簡易なカット（4分割など）
- 農産物のパック詰め
- 自ら生産した農産物の直接販売（直売所（有人・無人）含む）

採取業に該当する簡易な加工 (生産者や生産者団体が行うもの)

- 自らが生産した農産物の天日干し、乾燥
例) 乾燥野菜、乾燥ハーブ、ドライフルーツ
- 自らが生産したキノコの乾燥、スライス
例) 乾燥キノコ
- 自らが生産した農産物を原材料として使用し、干し柿、干しあんず、干し芋、切干大根を製造
- 荒茶の生産
- 自ら採卵した卵を洗卵せず未加工で販売（直売所含む）
- 水産物を生きたまま販売
- 漁業者が水産物を天日干し
- 漁業者が水産物を業者や漁業者団体に販売

(その他)

- 届出の内容に変更（営業者の住所や食品衛生責任者の変更等）が生じた場合や営業を廃止した場合は、届出が必要。
- 製造加工する食品は、食品表示基準に基づき食品表示が必要。

表示内容	相談窓口
名称、原材料名等の表示（品質事項）	豊田加茂農林水産事務所 2階 農政課 電話 (0565) 32-7363
添加物、アレルゲン等の表示（衛生事項）	市役所 東庁舎 4階 保健衛生課 電話 (0565) 34-6181
栄養成分表示等の表示（保健事項）	市役所 東庁舎 4階 保健部総務課 電話 (0565) 34-6723

そのほか (食品衛生申請等システム)

食品衛生申請等システムについて

- ・ 営業届出や食品リコール等の手続きが
電子システムで可能です。
(アカウント作成が必要)

(ログイン) <https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/>
(マニュアル)

<https://www.mhlw.go.jp/content/00062891.pdf>

食品衛生申請等システム

検索

※許可・届出の情報がオープンデータとして
原則公開されます。

(ログイン後画面)

ひと、くらし、みらいのために

 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

FAS

ログアウト マニュアル

本文へ よくあるご質問(FAQ)
文字サイズの変更

標準 大 特大

食品衛生申請等システム
The Food business Application System
for licenses, export certificates and report of food recalls



営業許可・届出

営業の届出 >
地位承継届の届出 >

メニュー

「食品衛生申請等システム」に開始に伴い、ネットで申請・届出ができるようになります

2020年6月から「食品衛生申請等システム」の運用が始まります。
これにより、今まで営業所を所管する保健所の窓口で手続きをする必要があった営業許可等の申請・届出は、順次、インターネットを通じて申請・届出ができるようになります。
営業許可等の手続きの効率化が図れますので、皆さま、ぜひご活用ください(※)。

※これまでの窓口への申請・届出も引き続き行うことは可能です。
※営業許可申請等(変更届、承継届、廃業届含む)については、2021年6月から開始されます。

お知らせ

食品等事業者の方向け画面

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

食品衛生申請等システム
The food business application system
for license, export certificate and report of food safety

■ 営業許可・届出

● メニュー

● 営業の届出

● クリック

● 食品リコール

● リコール情報の検索

● リコール情報の検索

● マイアカウント管理

● プロフィール変更

● パスワード変更

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

メニュー 営業許可・届出 食品リコール マイアカウント管理

□ 届出営業施設一覧

宮業届出済みの情報、及び、宮業届出中の情報が一覧されています。
新たに宮業届出を行う場合は「新規届出」ボタンをクリックしてください。また、それぞれ

届出者情報

法人番号
氏名（法人の場合は法人名）
フリガナ
法人の代表者の氏名
フリガナ
生年月日
郵便番号
住所
電話番号
ファクシミリ番号
電子メールアドレス

● ● ●
▲ ▲ ▲

新規届出 戻る

新規届出

クリック

4-5

21